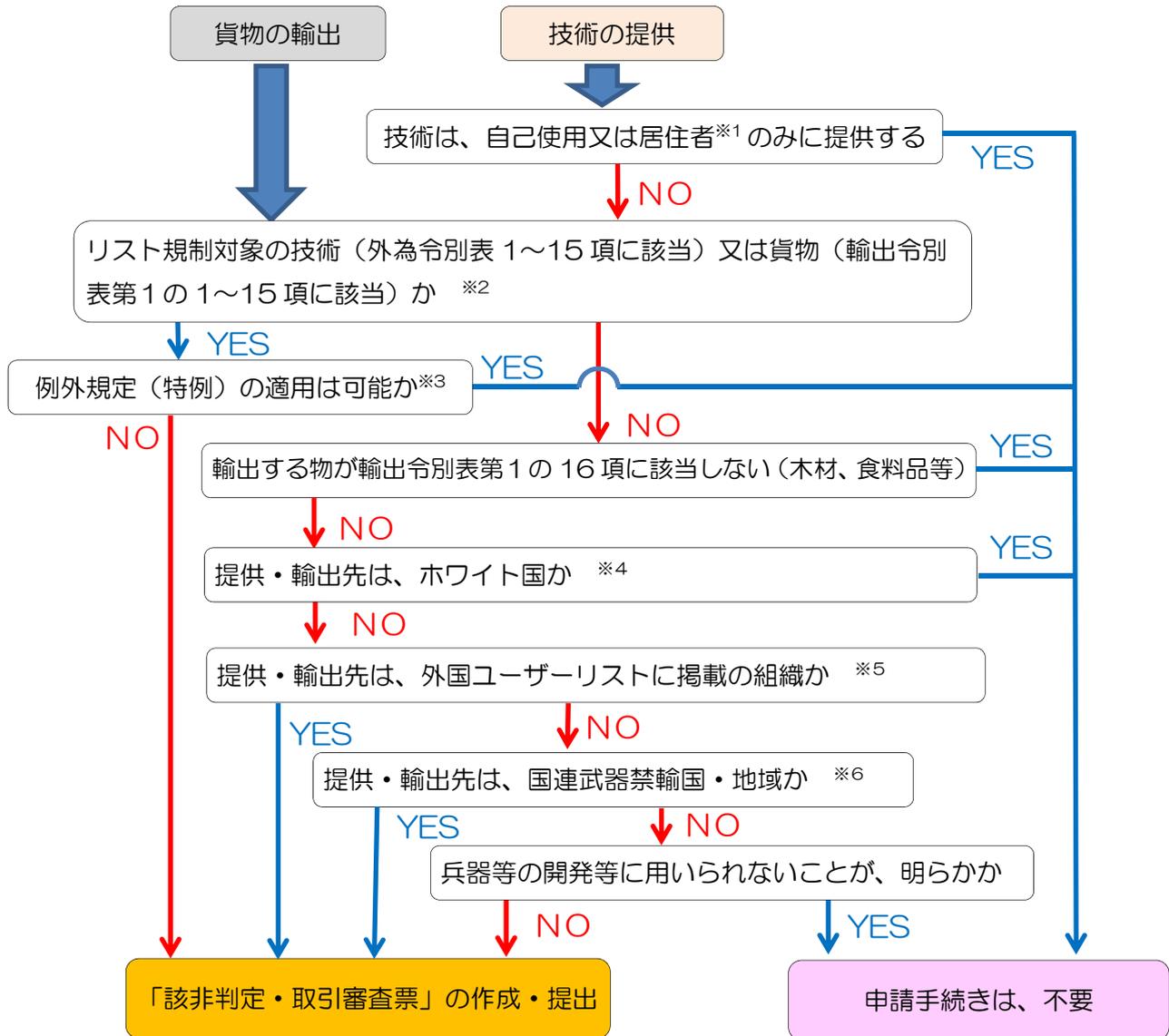


安全保障輸出管理の事前確認フロー図1 (技術の提供又は貨物の輸出の場合)



※1 居住者とは外為法第6条第1項第5号に規定する居住者をいう。

※2 外為令別表又は輸出令別表第1により物・技術の品目等を確認する。
さらに「貨物等省令」により技術的仕様を確認する。

※3 少額特例、公知の技術、基礎科学分野の研究活動目的等の例外適用を確認する。

※4 ホワイト国：輸出令別表第3掲載の国・地域（アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 2016.4.1 現在）

※5 外国ユーザーリスト：経済産業省HP掲載 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>

※6 国連武器禁輸国・地域：輸出令別表第3の2掲載の12カ国（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン 2016.4.1 現在）